

No. 137(2014/7)

ALICE v. CLS BANK INTERNATIONAL 事件
米国連邦最高裁 2014 年 6 月 19 日判決
～「リスク管理契約の定式化及び取引に関する方法及び装置」に係る
特許の特許適格性が争われた事例～

弁理士 相田義明

1 はじめに

ここ数年、米国連邦最高裁が特許関連の上告事件を取り上げる頻度が高まっている。本年の4～6月の間にも、6件の特許関連事件について連邦最高裁の判決が出された。本報告で取り上げる事件（以下「本件」という）は、このうちの1件である。

本件は、米国のCLS Bank International (CLS) と豪州のAlice Corporation (Alice) との間で「リスク管理契約の定式化及び取引に関する方法及び装置」(Methods and apparatus relating to the formulation and trading of risk management contracts) に係る発明の特許適格性 (patent eligibility) が争われた事件であり、フェデラルサーキットで意見が割れたビジネス方法関連発明の特許適格性の判断を統一するものである。全員一致の判決であり、特許適格性が争われた種々の技術分野における一連の事件に統一性を与えるものでもある。

・・・ 以下 項目のみ ・・・

2 事件の経緯と発明の内容

- (1) 経緯
- (2) 発明の内容

3 連邦最高裁の判断¹の概要

- (1) 101条の解釈・適用における原則
- (2) 方法クレームへの当てはめ
 - (2-1) 第1段階 (first step)
 - (2-2) 第2段階 (second step)

- (3) 記録媒体クレームとシステムクレームへの当てはめ
- (4) 同意意見について

4 判決の影響

- (1) 米国特許商標庁における実務
- (2) 判決により解決された問題
- (3) 残された課題

5 結語

(参考) クレームの記載

(以上 全8ページ)